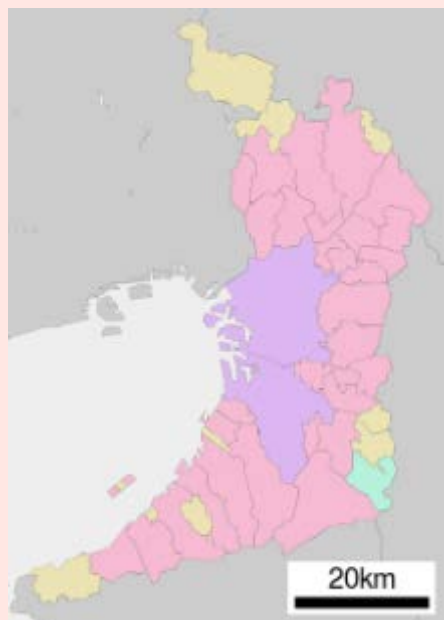


大阪府

精神障がい者の地域移行を促進するため、
精神科病院・市町村・大阪府それぞれの役割を明確にし、
新たな地域のネットワークを構築します

- 大阪府ではこれまで実施してきた精神障がい者の地域移行にかかる取り組みの効果について検証し、平成28年10月に大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめました。
- 平成29年度からの3年間で、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざし、集中的な取り組みを行います。「地域精神保健医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者を市町村自立支援協議会専門部会等につなぎ、市町村の地域移行推進体制の構築を支援します。

1 大阪府の基礎情報



取組内容

H29年度から3年間で、1年以上寛解・院内寛解患者の退院を目指す集中的な取り組みを行います。「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者を市町村自立支援協議会専門部会等につなぎ、市町村の地域移行推進体制の構築を支援します。

基本情報（政令市2市含む）

障がい保健福祉圏域数（H29年6月末）	18カ所		
市町村数（H29年6月末）	43市町村		
人口（H28年7月1日現在）	8,837,996人		
精神科病院の数（H28年6月末）	63病院		
精神科病床数（H28年6月末）	18,546床		
入院精神障がい者数（H28年6月末）	3か月未満：3,957人（24.2%）		
	3か月以上1年未満：2,565人（15.7%）		
	1年以上：9,823人（60.1%）		
	うち65歳未満	4,114人	
	うち65歳以上	5,709人	
退院率（H28年6月末）	入院後3か月時点：61.4%		
	入院後6か月時点：83.7%		
	入院後1年時点：91.0%		
相談支援事業所数（H28年4月1日現在）	基幹相談支援センター：35カ所		
	一般相談事業所数：340		
	特定相談事業所数：720		
障がい福祉サービスの利用状況（H27.4.1～H28.3.31）	地域移行支援サービス：74人		
	地域定着支援サービス：185人		
保健所（H29年6月末）	18カ所		
自立支援協議会の開催頻度（H28年度）	3回／年		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有	1カ所
	障害保健福祉圏域	無	0カ所
	市町村	有	31カ所
精神保健福祉審議会	過去5年間に開催実績なし		

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- 平成29年1月～29年7月頃
第7次大阪府保健医療計画（府域版）の策定作業を実施（大阪府健康医療部地域保健課が中心）。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、精神医療圏の協議の場についての検討を行う予定。
- 平成29年7月頃～30年3月頃
第7次大阪府保健医療計画（圏域版）の策定作業を実施（政令市・中核市を含む保健所が中心）。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、精神医療圏の協議の場についての検討を行う予定。
- 平成29年度～平成31年度
1年以上入院している寛解・院内寛解状態にある患者の完全解消をめざし、「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施。具体的には、地域精神医療体制整備広域コーディネーター（府非常勤職員）を2次医療圏ごとに配置し、精神科病院職員の研修支援や、退院の可能性のある患者を把握し市町村の自立支援協議会専門部会等につなげ、関係機関が協働で取り組む体制を支援する。

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	（枚方市の場合 中核市1市1圏域） 枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者を把握し地域移行へのきっかけづくりとして、圏域内の精神科病院の入院患者に対して訪問面接を実施 訪問面接対象者のうち継続支援をしている方への地域移行・地域定着に関する情報共有と課題検討 市民啓発、研修 地域移行、定着に関する施策検討 等
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の部会として、圏域内の精神科病院の長期入院患者に訪問面接を実施し、働きかけを行っている。訪問面接には3障がいの支援スタッフだけではなく、高齢者の支援を行う事業所のスタッフも部会メンバーとして参加している。
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての成果	
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の協議の場の設置・開催状況の把握 市町村自立支援協議会専門部会で協議された地域課題を集約し、市町村単位での解決が難しい広域的な課題について検討 医療、住宅等関連部署との連携 精神科在院患者調査を実施し、データを加工・分析し、関係機関へ提供 等
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度～28年度に国の検証事業を活用し事業実施。事業検証を踏まえて、平成28年10月に報告書を取りまとめた。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成12年度から平成23年度まで退院促進支援事業を実施し、府の保健所では保健・医療・福祉の関係者からなる自立支援促進会議を開催し、病院から推薦のあった患者の退院に向けた支援や社会資源の充実等について検討していた。
- 平成24年度の自立支援法改正に伴い、自立支援促進会議は廃止し、府は精神障がい者の地域移行を検討する専門部会を市町村自立支援協議会に設置するよう要請した。
- 現在の医療計画では、保健所において市町村や関係機関等の参画を得た地域連携に係る新たな連携協議の場を設定することが目標となっており、これまでは主に自殺対策や依存症対策について検討をしてきた。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、各関係機関の役割や実施内容、実施主体等の整理・検討を、保健医療計画、障がい福祉計画の策定作業の中で行う。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 27年度～28年度に実施した検証事業に基づいて、大阪府自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおいて、報告書を取りまとめ、地域移行に関わる関係機関の役割について明確にした。
2. 精神保健医療に係る連携・協議の場が既に保健所に設置されており、保健・医療・福祉等関係機関が参画している。

課題

1. 平成29年度から3年間、府内の精神科病院に1年以上入院している寛解・院内寛解患者の完全解消を目指す集中取り組みを実施。2次医療圏ごとに地域精神医療体制整備広域コーディネーターを配置し、新たなネットワークを構築していく。退院後、再入院せずに地域生活を送るための医療・福祉サービスを確保し、地域定着を推進する体制も含めた地域包括ケアシステムの構築が必要である。
2. 精神保健医療にかかる連携・協議の場は現在自殺対策や依存症対策を中心に実施。今後地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行うための整理が必要。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	10,018	9,906	9,823
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	95	74	集計中
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	—	—	集計中
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	—	—	—
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	—	—	—

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
 ※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

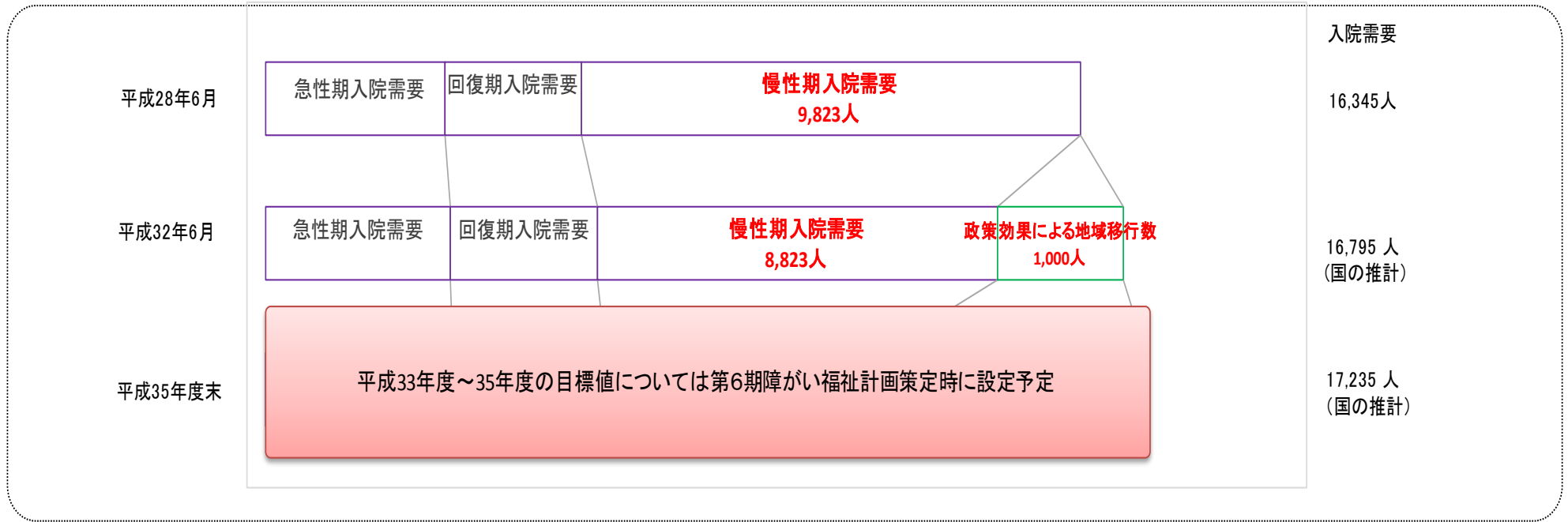
平成29年度の目標

- 29年度から3年間の集中取り組みを行い、1年以上入院中の寛解・院内寛解患者の完全解消を目指す。
退院の可能性のある入院患者を把握し市町村の自立支援協議会専門部会等につなぎ、関係機関が協働で取り組む体制を支援する。
- 保健医療計画の策定に合わせ検討を行っていく予定。

時期(月)	実施内容	担当
1. H29.4～ H32.3	1年以上入院中の寛解・院内寛解患者の完全解消を目指すための集中取り組みを実施し、地域移行のネットワーク構築を目指す。 ○精神科病院スタッフの地域移行に関する理解促進 ○地域移行の可能性のある入院患者の把握 ○市町村(協議会等)へ対象者をつなぎ、関係機関の連携・協力によるケース検討体制の構築	地域精神医療体制整備 広域コーディネーター
2. H29.1～ H30.3	第7次大阪府保健医療計画の策定に合わせ検討を行っていく予定。	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定(大阪府)

- 大阪府では、平成29年度からの「長期入院精神障がい者退院促進事業」の取り組みにより、平成32年度に平成28年6月時点での1年以上長期入院者9,823人を1,000人減の8,823人とする目標値を設定予定。



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳(推計ワークシート)

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外 (長期入院患者(認知症除く)の30～40%)	3,268人～2,449人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25～30%	1,475人～1,419人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13～19%	462人～318人
		5,205人～4,186人